

日立市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日立市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 6 日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものがあります。

日立市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

日立市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項」に改める。

別表第1第16項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 番号法別表第二が廃止され、同内容が主務省令に定められることに伴い、個人番号の利用範囲を定める引用規定を改めることとした。

※ 別表第二

他の行政機関等が保有する特定個人情報を照会・提供（情報連携）することができる事務を規定したもの

- 2 個人番号を利用できる事務として定める「生活に困窮する外国人に対する保護に係る事務」のうち、「進学準備給付金の支給」を「進学・就職準備給付金の支給」に改めることとした。